

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月21日

【発行者名】 バリュー・パートナーズ・リミテッド
(VALUE PARTNERS LIMITED)

【代表者の役職氏名】 取締役 ホー・マン・ケイ (Ho Man Kei)

【本店の所在の場所】 英領バージン諸島、VG 1110、トートラ、ロード・タウン、
私書箱3140、ウィックハムズ・ケイ 1、コマース・ハウス
(Commerce House, Wickhams Cay 1, P.O. Box 3140, Road Town,
Tortola, British Virgin Islands, VG 1110)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 内藤 加代子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル
弁護士法人 大江橋法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 内藤 加代子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル
弁護士法人 大江橋法律事務所

【電話番号】 03 (5224) 5566

【届出の対象とした募集（売出）外国
投資信託受益証券に係るファンドの名称】 JA-VPチャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド
(JA-VP CHINA NEW CENTURY FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国
投資信託受益証券の金額】 受益証券5百万口を上限とし、受益証券5百万口につ
いて、それぞれの受益証券の1口当たりの各発行価格
に各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする（上
限見込額は、4,514.0百万米ドル（約491,930百万円）
である。）。

（注1）米ドルの円貨換算は、2021年4月30日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル＝108.98円）に
よる。

（注2）申込期間中の上限見込額は、便宜上、2021年4月末日の受益証券1口当たりの純資産価格（902.79米ドル）を用いて計
算している。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月30日付をもって提出した有価証券届出書（2021年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）について、ファンドの信託証書および設立地における目論見書の記載事項の変更に伴い訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正箇所の内容】

原届出書の内容は、以下の通り訂正されます。（訂正箇所を下線で示します。）

第一部 証券情報

（7）申込期間

<訂正前>

2021年7月1日（木）から2022年6月30日（木）まで

ただし、日本、香港およびニューヨークにおける銀行営業日（以下「営業日」という。）に限り、取扱いが行われる。

<訂正後>

2021年7月1日（木）から2022年6月30日（木）まで

ただし、日本、中華人民共和国、香港およびニューヨークにおける銀行営業日（以下「営業日」という。）に限り、取扱いが行われる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

1991年10月9日	管理会社設立
2000年6月21日	信託証書締結
2001年10月22日	第一補足信託証書締結
2002年2月18日	日本におけるファンドの募集開始
2002年3月7日	ファンドの運用開始
2003年11月3日	第二補足信託証書締結
2003年11月10日	第三補足信託証書締結
2004年12月10日	第四補足信託証書締結
2005年5月31日	差替信託証書締結
2007年3月30日	第一補足差替信託証書締結
2011年6月24日	第二補足差替信託証書締結
2013年6月25日	第三補足差替信託証書締結
2014年2月21日	副投資顧問契約終了
2016年6月15日	第四補足差替信託証書締結
2018年8月28日	受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書締結
2018年9月28日	同証書の効力発生
2020年1月1日	第五補足差替信託証書締結

<訂正後>

1991年10月9日	管理会社設立
2000年6月21日	信託証書締結
2001年10月22日	第一補足信託証書締結
2002年2月18日	日本におけるファンドの募集開始
2002年3月7日	ファンドの運用開始
2003年11月3日	第二補足信託証書締結
2003年11月10日	第三補足信託証書締結
2004年12月10日	第四補足信託証書締結
2005年5月31日	差替信託証書締結
2007年3月30日	第一補足差替信託証書締結
2011年6月24日	第二補足差替信託証書締結
2013年6月25日	第三補足差替信託証書締結
2014年2月21日	副投資顧問契約終了
2016年6月15日	第四補足差替信託証書締結
2018年8月28日	受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書締結
2018年9月28日	同証書の効力発生
2020年1月1日	第五補足差替信託証書締結
2022年1月14日	第六補足差替信託証書締結（効力発生日2022年2月21日）

(3) ファンドの仕組み

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
バリュー・パートナーズ・リミテッド (Value Partners Limited)	「管理会社」及び「投資顧問会社」	バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）との間で2000年6月21日付信託証書（2001年10月22日、2003年11月3日、2003年11月10日及び2004年12月10日付補足信託証書、2005年5月31日付差替信託証書ならびに2007年3月30日、2011年6月24日、2013年6月25日、2016年6月15日、及び2020年1月1日付補足差替信託証書、並びに2018年8月28日付で前受託会社及び受託会社との間で締結された受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書により修正済）を締結。同証書ではトラストの設立、運用及び管理について規定している。

〔後略〕

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
バリュー・パートナーズ・リミテッド (Value Partners Limited)	「管理会社」及び「投資顧問会社」	バンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）との間で2000年6月21日付信託証書（2001年10月22日、2003年11月3日、2003年11月10日及び2004年12月10日付補足信託証書、2005年5月31日付差替信託証書ならびに2007年3月30日、2011年6月24日、2013年6月25日、2016年6月15日、2020年1月1日、及び2022年1月14日付補足差替信託証書、並びに2018年8月28日付で前受託会社及び受託会社との間で締結された受託会社退任・指名及び信託証書変更に係る証書により修正済）を締結。同証書ではトラストの設立、運用及び管理について規定している。

〔後略〕

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

（b）海外における買戻し手続等

<訂正前>

ファンドの投資家からのファンド証券の買戻し請求は、かかる請求が当該営業日の評価に関連して取り扱われるようにするためには、（郵送又はファックスにかかわらず）営業日の午後4時（香港時間）までに管理会社に受領されていなければならない。販売会社からのかかる請求が、（郵送又はファックスにかかわらず）営業日以外の日に受領された場合又は営業日の午後4時（香港時間）を過ぎて受領された場合、翌営業日に受領されたものとみなし、かかる営業日の評価に関連して取り扱われることになる。

買戻し手取金は、当該買戻しによる換金が有効になされたことに基づいて、申込日から5営業日（当該申込日を含む）以内に投資家に対して支払われる。

なお、管理会社は、いずれかの評価日に関連して現金化できる受益証券の総数を、当該評価日時点のファンドの純資産額の10%にまで制限することができる。かかる制限は、当該評価日に関連して正当に現金化の申込みをした全ての受益証券所持人に対して按分比例（に近似する数値）により適用される。上記制限のために現金化されなかった受益証券の現金化は、翌評価日に繰り越される。（かかる評価日にも上記制限が引き続き適用される。）

<訂正後>

ファンドの投資家からのファンド証券の買戻し請求は、かかる請求が当該営業日の評価に関連して取り扱われるようにするためには、（郵送、ファックス、その他管理会社が受託会社の承認を得て指定した書式又は電子的形式のいずれによるかを問わず）営業日の午後3時（香港時間）までに管理会社に受領されていなければならない。販売会社からのかかる請求が、（郵送、ファックス、その他管理会社が受託会社の承認を得て指定した書式又は電子的形式のいずれによるかを問わず）営業日以外の日に受領された場合又は営業日の午後3時（香港時間）を過ぎて受領された場合、翌営業日に受領されたものとみなし、かかる営業日の評価に関連して取り扱われることになる。

買戻し手取金は、当該買戻しによる換金が有効になされたことに基づいて、申込日から5営業日（当該申込日を含む）以内に投資家に対して支払われる。

なお、管理会社は、いずれかの評価日に関連して現金化できる受益証券の総数を、当該評価日時点のファンドの純資産額の10%にまで制限することができる。かかる制限は、当該評価日に関連して正当に現金化の申込みをした全ての受益証券所持人に対して按分比例（に近似する数値）により適用される。上記制限のために現金化されなかった受益証券の現金化は、翌評価日に繰り越される。（かかる評価日にも上記制限が引き続き適用される。）管理会社は、ある取引期間の申込価格または買戻価格の決定において、正味引受／買戻数が予め設定した特定の閾値を超える場合、受益証券1口当たりの純資産価格を調整することができる。

（注）「取引期間」とは、前取引期間終了時に始まり、各評価日の午後3時（香港時間）に終了する期間をいう。

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（a）資産の算定

<訂正前>

ファンドの純資産価額は、各評価日においてファンドが投資を行っているすべての関連市場が最終的に営業を終了した時点（または、受託会社の同意を得て管理会社を選択するその他の時点）で、信託証券の規定に従いファンドの資産を評価しファンドの負債を控除することにより決定される。評価日とは全ての営業日を指す。

（注）「営業日」とは、日本、香港およびニューヨークにおける銀行営業日をいう。

ファンドの純資産価額は、（i）ファンドを表象する受益証券口数の合計数に従い純資産価額を（後記（ii）の報酬を勘定に入れずに）決定し、（ii）ファンドに帰属する報酬、費用、実費又は負債を控除することにより、計算される。ファンド証券の1口当たりの純資産価格は、上記の様に求めて実際の純資産価額を取得し、ファンドの発行済受益証券口数で除することにより決定される。

引受価格の決定において管理会社は、（a）サブ・ファンドの投資商品の呼び値スプレッドの見積額、（b）印紙その他の公租公課、証券会社手数料、銀行手数料、名義書換手数料及び登録手数料を含むがこれらに限定されない会計上の購入手数料、又は（c）申込金と同額を投資し、関連する受益証券を発行するに当たり、又は金員を受託会社に送金するに当たり通常発生する料金に関して適当な割当額を表示していると判断した金額（但し、関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価額の1%未満）を加算することができる。極端な市況（暴落、世界的金融危機等）の下では、管理会社は残存する受益証券保有者の利益を保護するため、かかる金額を増額することがある。かかる追加額はトラストに支払われ、サブ・ファンドの資産の一部を形成する。

同様に、買戻価格の決定において、管理会社は、（a）サブ・ファンドの投資商品の呼び値スプレッドの見積額、（b）印紙その他の公租公課、証券会社手数料、銀行手数料、名義書換手数料及び登録手数料を含むがこれらに限定されない会計上の購入手数料、又は（c）償還請求に見合う資金を準備するため投資資産を現金化するにあたり関連するサブ・ファンドに通常発生する料金に関して適切な割当額を表示していると判断した金額（但し、関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価額の1%未満）を控除することができる。極端な市況（暴落、世界的金融危機等）の下では、管理会社は残存する受益証券保有者の利益を保護するため、かかる金額を増額することがある。かかる控除額はサブ・ファンドが留保し、その資産の一部を形成する。

管理会社は、例外的状況下で、かつ、受益証券保有者の最善の利益となると考えた場合に限り、（受託会社との協議した上で）引受価格又は買戻価格の調整を行う。かかる例外的状況とは、（a）受益証券の引受又は買戻総額が、管理会社が随時前もって設定しておいた閾値を超える場合、又は（b）残存する受益証券保有者の利益に悪影響が及ぶ可能性のある極端な市況を含む。

日本の投資家は、日本における販売会社又は販売取扱会社に問い合わせることにより、1口当たり純資産価格を入手可能である。

<訂正後>

ファンドの純資産価額は、各評価日においてファンドが投資を行っているすべての関連市場が最終的に営業を終了した時点（または、受託会社の同意を得て管理会社を選択するその他の時点）で、信託証券の規定に従いファンドの資産を評価しファンドの負債を控除することにより決定される。評価日とは全ての営業日を指す。

（注）「営業日」とは、日本、中華人民共和国、香港およびニューヨークにおける銀行営業日（土曜を除く。）、又は管理会社及び受託会社が随時決定するそのほかの日をいう。但し、いずれかの日において台風警報、大雨注意報その他類似の事象により、香港、中華人民共和国、ニューヨーク又は日本における銀行が通常の営業を行う時間が短縮された場合、管理会社が受託会社の同意を得てサブ・ファンドに関して別段の決定をしない限り、その日は営業日とはならない。

ファンドの純資産価額は、（i）ファンドを表象する受益証券口数の合計数に従い純資産価額を（後記（ii）の報酬を勘定に入れずに）決定し、（ii）ファンドに帰属する報酬、費用、実費又は負債を控除することにより、計算される。ファンド証券の1口当たりの純資産価格は、上記の様に求めた実際の純資産価額を取得し、ファンドの発行済受益証券口数で除することにより決定される。

希薄化防止価格調整手段（スウィング・プライシング）

サブ・ファンドへの「希薄化」の影響を減少させるため、管理会社は（そうすることが受益証券保有者にとって最善の利益となると誠実に判断した場合）関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格を調整することができる。希薄化は、サブ・ファンドの裏付資産の売買に係る実費が、取引その他の費用、公租公課、市場の動き、及び当該裏付資産の買値と売値の間のスプレッドによりサブ・ファンドの評価におけるそれら資産の簿価から乖離する場合に起こる。希薄化は、サブ・ファンドの価額へ悪影響を及ぼし、ひいては受益証券保有者に影響を与えることがある。受益証券1口当たりの純資産価格を調整することにより、この影響は削減又は軽減することができ、受益証券保有者を希薄化の影響から保護することができる。

通常の市場環境下では、希薄化防止価格調整は関連する取引期間の評価日における関連クラスの受益証券1口当たりの純資産価格の3%を超えないものと管理会社は予想している。極端な市場環境（相場の暴落や世界的財政危機等）においては、管理会社は受益証券保有者の利益を保護するためにかかる調整額を増額することがある。

関連する各取引期間の或るクラスの受益証券の引受価格及び買戻価格を決定する際、上記の調整により受益証券1口当たりの純資産価格は、関連する取引期間の正味引受が事前に定められた一定の閾値を超える場合に増額され、また関連する取引期間の正味買戻しが事前に定められた一定の閾値を超える場合は減額される。かかる事前に定められた一定の閾値は、管理会社により定期的に決定され、見直される。管理会社は調整の前に受託会社と協議し、受託会社から異議がなかった場合に限りかかる調整を行う。かかる追加額はサブ・ファンドにより保有され、サブ・ファンドの資産の一部を構成する。

日本の投資家は、日本における販売会社又は販売取扱会社に問い合わせることにより、1口当たり純資産価格を入手可能である。